

検証結果報告及び答申 まとめ表

章	検証項目	評価の視点	評価	評価理由・意見	提言
前文及び第1章 総則	<p>◆本条例の基本条例としての性格、位置付けについて</p> <p>桂川町議会において、下記のような決議が行われている。</p> <p>① 現行法上、特別の条例の類型を認める規定(条例間の序列を規定する)は、憲法にも法令にも存在しない。 よって、法的効力のない規定をわざわざ取り入れなくて、整合性を図る位置付けとするため、「最高規範」を削除する。…(平成 26 年 1 月及び 7 月特別委員会)</p> <p>② 本条例が最高規範であることは、前文及び第2条で明文化されており「最大限」尊重されることは当然である…(平成 26 年 1 月及び 7 月特別委員会)</p>	前文及び第1章各規定は、本条例の性格、位置付けを十分に表しているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:5 <input type="checkbox"/> ×評価できない:1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的には表している ・ 桂川町の礎としての表現が分かりにくい ・ 前文には、「基本的人権と平和を基礎としたまちづくり、人づくり」が明記されており、大変評価できる。 ・ 総則には、主権者である町民の目的及び執行機関としての行政や住民の代表機関である議会の役割が位置付けられている。 ・ 基本理念として自治の主体は、町民であることを基本としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例前文には、本条例が「桂川町の地方自治における最高規範」であることを明記すること。 ・ 本条例が地方自治の基本的な姿勢を定めるものであり、最大限尊重されるべき法令であることを条例第2条に明記すること。 ・ 前文4段落目「現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。」の部分をおり変更すること。 現在、地方分権改革の進展により、国と地方公共団体は対等協力という新たな関係へ変化したことに伴い、地方公共団体は、これまで以上に地域特性を考慮しつつ、町民の意思を反映した政策を自ら立案し、実施することが求められています。地方自治体には町政と二元代表制である議会においても、その果たすべき役割と責務が急速に拡大しており、町民には主権者としての自覚が求められます。

<p>第2章 町民の権利及び責務</p>	<p>◆町民や事業者への自治基本条例の周知・啓発について</p> <p>① 広報けいせんに自治基本条例全文掲載…(平成 26 年 11 月号) ※事業者(天道工業団地、町内医療機関・薬局など 34 事業所へは個別送付)</p> <p>② 自治基本条例の全戸配布(逐条解説本)…(平成 27 年 3 月)</p> <p>③ 各行政区ごとに開催された人権・同和地区懇談会時に概要説明実施…(平成 27 年 10 月)</p>	<p>町民や事業者への自治基本条例の周知・啓発は十分になされているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:</p> <p><input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:2</p> <p><input type="checkbox"/> ×評価できない:5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説の全戸配布だけでは、町民に浸透することはない。 ・ 地域懇談会は参加者も少なく、15 分程度の説明では、周知・啓発を果たしたことはない。 ・ 「基本ルール」としての認識が、行政、議会、住民の 3 者ともに認識が薄い。 ・ 自治基本条例を活かした町づくりには、条例の町民への説明が不十分である。 ・ 各行政区で開催される常会等で自治基本条例の啓発を行うのが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長、議員、行政は、率先して住民に自治基本条例の周知・啓発を図ってこなかったことを反省するとともに、今後の取り組みに関する実施計画を立てること。 ・ 当該年度を主とする重要な町づくりの施策や方向性、また実施された重要事業の成果などについて、町民へ直接説明する場、また町民が意見を述べる広聴の場を速やかに設けること。 ・ 広く意見聴収するため、発言回数の制限導入や、多数の意見を聴くための十分な時間確保など、有意義な広聴活動となる努力をすること。
----------------------	--	--	--	--	--

第3章 議会の役割及び責務	◆議会及び議員の主な取り組み	町民の意思を的確に把握し、町政に反映させているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる： <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる：3 <input type="checkbox"/> ×評価できない：4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員にもよるが、町民の意思把握を行っていない。 ・ 党所属の議員は報告会などあるようだが、「議会だより」だけでは、議会・議員の取り組みや活動がわからない。 ・ 議員、議会としてのまちづくり、人づくりの動きが見えてこない。 ・ 議員は、議会の本会議、委員会に出席することを主とし、町の将来のための、議員からの政策立案が全くされていない。(※1) ・ 議会での質問内容を掲載した、独自の活動報告紙をポスティングするなど、活発な活動は評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案ほか議員の活動方法を学ぶため、年2回程度、外部講師を呼び、議員活動等の研修会を行うこと。 ・ 議会は、住民の代表として町政に関する町民の意思を町政に反映させ、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。 ・ 議会は、会議を公開し、その結果を町民に丁寧に解りやすく報告する方法を検討し、議会活動の周知を図ること。 ・ 議会基本条例をできるだけ速やかに創設すること。
	① 閉会中の委員会も含めた傍聴可能…(平成26年3月定例会以降) ② 議会広報委員会を設置し議会独自の広報紙「議会だより」発行…(平成26年5月30日第1号発行、以降随時発行) ③ 議会会議録公開(ホームページ)…(平成29年6月定例会以降) ④ ウェブ動画での議会本会議(録画)公開…(平成29年6月定例会以降) ⑤ 議員発議による議員定数削減…(平成26年11月19日～2名削減し定数10名) ⑥ 新年度予算審議他、町政全般に係る重要案件に関しては全員協議会を随時実施…(平成27年3月定例会以降)	独自の政策立案及び政策提言を行っているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる： <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる：2 <input type="checkbox"/> ×評価できない：5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会広報等だけでは見えてこない。 ・ 教育施設や設備が議員提案で充実してきていることは評価できる。 ・ 地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視するとともに、地域の課題の把握や多様な意見の反映ができていない。 ・ 上記評価理由・意見欄(※1)に同じ。 	

第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務	◆自治基本条例施行後の行政の主な取り組み ① 自治基本条例など住民生活に大きく関係するものや、まちづくりの計画は配っている。それ以外は、町報で計画の内容説明や概要を掲載している。 ② 平成27年度以降に作成された計画一覧・・・別添資料①参照。 ③ 町民福祉の計画については整備済み。 ④ 公募に関する要綱等は、それぞれの審議会ごとに定め、本自治基本条例第39条に沿って実施。	町長は、町民の意思を的確に把握し、町民との情報共有に努めるとともに、町政に反映させているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる：1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる：5 <input type="checkbox"/> ×評価できない：1	<ul style="list-style-type: none"> 各行政区の総会・敬老会等に積極的に出席され、情報発信をされている。 各種会合など出席され、住民との交流を重要視され、福祉バスなど町民の要望に即応されたことなど評価できる。 町の総合戦略及び人口ビジョンを策定されたこと。 町職員は異動後、担当者が変われば、町づくりの取組みや方針が一変することが見受けられるので、担当によってブレない引き継ぎを行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 町長及び町職員が町民の信託に応えるため、自治基本条例及び法令等を十分に理解するための研修会や懇談会などを定期的に開催すること。 町長及び町職員は、町民の意思及び実情に沿って、町民福祉の増進及び必要な施策を講じること。 飯塚市や嘉麻市などと、職員の交換研修制度などによる人材育成を図ること。 町が推進する事業、重要案件などの説明会を開催すること。
		職員は、参画と協働のまちづくり推進及び自らもまちづくりに積極的に参加できているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる： <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる：5 <input type="checkbox"/> ×評価できない：2	<ul style="list-style-type: none"> 多くの若い職員は、ボランティア活動として、まちづくりに参加している。 各事業所管の職員以外には、まちづくりや各種行事に参加する職員が少ない。 大半の職員が、自治基本条例への理解不足であり、まちづくりへの積極的参加が少ない。 限られた職員の各職場での参画が見られる。 	

	<p>◆町が町民等と意見交換ができる機会の回数</p> <p>① 平成 28 年度 イベント:16 回 各種総会等:60</p> <p>② 平成 29 年度 イベント:17 回 各種総会等:64</p> <p>※「イベント」については、次第で町長挨拶のみのものを除き、町民や参加者との意見交換ができるものを抽出。また、「各種総会等」も各行政区総会や敬老会、各種団体の総会や意見交換会、懇親会など、町民や参加者との意見交換ができるものを抽出。</p>	<p>町の審議会等は、会議及び会議録の公開に関する規定が設けられているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1</p> <p><input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:3</p> <p><input type="checkbox"/> ×評価できない:3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議で、会議録の作成、公開が行われていることを評価。 ・ 議会の会議録は公開されており、概ね、他の審議会なども要求により公開される。 ・ 町民には何も知らされていないのではないかとと思われる。 ・ 審議会の重要な決定事項の周知方法も必要と思われる。 	
--	--	--	---	---	--

第5章 町政の運営	<p>◆総合計画や財政状況の公表について</p> <p>(A)第5次桂川町総合計画・・・パブリックコメント未実施</p> <p>・平成 23 年3月に策定(期間:平成 23 年度～平成 32 年度)</p> <p>(B)桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略／人口ビジョン策定・・・アンケート、分野別プロジェクトミーティングを実施</p> <p>① 平成 28 年3月に策定</p> <p>② 平成 28 年 10 月、平成 29 年 11 月に総合戦略検証委員会にて検証済み(結果は町HPにて公表)</p> <p>(C)財政運営の公表について</p> <p>① 毎年、広報けいせん4月号にて、当該年度の町政及び予算に関する情報を掲載</p> <p>② 毎年、広報けいせん 11 月号にて、決算に関する情報掲載</p>	<p>町長は、総合計画の適切な進行管理及び施策の成果、達成度及び問題点等の行政評価を実施しているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1</p> <p><input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:1</p> <p><input type="checkbox"/> ×評価できない:5</p>	<p>・ 町の広報紙等で周知されている。</p> <p>・ 総合計画や重点プロジェクトの動向が見えてこない。</p> <p>・ 総合計画や人口ビジョンの執行状況をもう少し、わかりやすいように公表すべき。</p>	<p>・ 町長は、総合計画を策定するに当たっては、関連条例等との整合を図り、町民と町が協働したまちづくりを実現できるように策定すること。</p> <p>・ 町長は総合計画の見直しに当たっては、町民の参画機会を確保し、事業見直しに関する意見が反映できるような機会を設けること。</p> <p>・ 町長は、総合計画に盛り込まれた事業の評価と進捗状況について検証を行い、町民に向けてわかりやすく公表すること。</p> <p>・ 防災に関する取組みをさらに充実させること。</p> <p>・ 地震や大雨による防災に関する取組みについては、体系的な対応策を講じること。</p> <p>・ 防災無線やケーブルテレビなどについては、十分にその機能を発揮できるように改善すること。</p> <p>・ 予算や決算など財政報告に関する広報では、将来的な財政の見通しなど重要な項目をわかりやすく説明を加えた掲載とすること。</p>
	<p>町長は、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の状態を町民にわかりやすく説明しているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:</p> <p><input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:2</p> <p><input type="checkbox"/> ×評価できない:5</p>	<p>・ 町の広報紙、ホームページ等で公表されている。</p> <p>・ 大まかな予算等は広報で把握できるが、町長の給料や議員の報酬は不明であり、明らかにすべきである。</p> <p>・ 財務状況については、広報で説明しているが、専門的で内容がわかりにくい。</p>		

	<p>◆危機管理について</p> <p>① 平成 25 年4月～ 防災行政無線供用開始(町内 48 箇所設置)</p> <p>② 桂川町地域防災計画策定(平成 27 年3月) 町民向けに、平成 27 年5月に防災総合ハンドブック各戸配布</p> <p>③ 平成 24 年度に町内全域で7つの自主防災組織を設立及び各行政区に防災倉庫を設置</p> <p>④ 平成26年度、27年度で町総合防災訓練開催(町消防団、自主防災組織、町民参加)</p> <p>⑤ 平成 28 年度に、桂川町消防団実践ポンプ操法大会実施</p>	<p>町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するための危機管理ができているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる：</p> <p><input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる：4</p> <p><input type="checkbox"/> ×評価できない：3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線は、風向きにより聞こえにくい。特に、台風など災害時には、風雨で聞こえない。 ・ 防災倉庫や防災無線の設置などが評価できる。 ・ 防災無線は、ほとんど効果が見えない。 	
--	--	--	--	--	--

第6章 情報の公開及び共有	◆情報の公開及び共有に関する主な取り組み	町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表、提供されているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:2 <input type="checkbox"/> ×評価できない:4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の広報紙、ホームページ等で公表されており、分かりやすい。 ・ 町政懇談会など積極的に行うべきである。 ・ ただ単に公表するだけであって、町民の意見が見えてこない。(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が抱える課題やそれに対する行政や議会の取り組み、その議論の経過などが町民にわかりやすく伝わる広報を行うこと。 ・ 町政懇談会に代わる機会を設け、町民との十分な情報交換を行うこと。 ・ 年1回副町長及び関係課長で構成する広聴会を開催すること。 	
	① 毎月、全世帯に広報誌を配布。地方自治法に定めのある財政の情報以外にも、各計画や施策について適宜掲載、説明。	② 情報公開に関しては、すでに桂川町の情報公開条例と個人情報保護条例ができています。実行されている。	町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価等において、町民にわかりやすく説明がなされているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:1 <input type="checkbox"/> ×評価できない:5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政区の総会等で、分かりやすく説明がなされている。 ・ 町政懇談会など積極的に行うべきである。 ・ 上記評価理由・意見欄(※2)に同じ。
	◆「情報公開制度」運用状況(※開示の請求があったもの)	個人情報の取り扱い、適正に行われているか	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:4 <input type="checkbox"/> ×評価できない:2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に取り扱われている。 ・ 情報公開条例や個人情報保護条例が策定されているが、十分なのか疑問。 ・ どのような方法で行われているかわからない。 		
	① 平成28年度 審議会等会議録など:7件 その他:15					
	② 平成29年度 審議会等会議録など:9回 その他:11					
	※「審議会等会議録など」は、審議会や議会の会議録や当該会議資料など。また、「その他」は、町所有の図面や個別の協議内容など					

第7章 参画及び協働	<p>◆参画及び協働に関する主な取り組み</p> <p>① 計画によっては、みんなで考える委員会や策定委員会をつくり、委員募集を行っている。また、現状分析のアンケート実施やパブリックコメントを行い、策定後は広報等で知らせしている。</p> <p>② 男女共同参画の委員募集で、今までは女性の応募が少なかったが、最近が増えた。</p> <p>③ 子どもが参画する機会、情報提供や勉強する機会を設けている。</p> <p>④ 教育施設の充実や学童保育の充実を図っている。</p>	<p>町民の参画の機会(パブリックコメント、アンケート調査、公聴会等の開催)は十分に確保されているか</p>	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる: <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:5 <input type="checkbox"/> ×評価できない:2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参画の機会は確保されていると思う。 ・ 男女共同参画の基本計画や推進条例はできたが、今後の周知及び実行により、女性の参画機会(人数)が増えることで、評価もあがると思う。 ・ 男女共同参画の基本計画及び推進条例が設定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントに関して、意見を求める対象事項及び手順等を定めること。 ・ 女性に町政への参画機会を与えるとともに、行政の幹部職員、議員における女性の割合を増やすための施策を推進すること。 ・ 町づくりや町民生活に直結する事業や施策の企画立案時には、町民の参画に積極的に努めること。
		<p>男女共同参画の推進は図られているか</p>	<input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:5 <input type="checkbox"/> ×評価できない:1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種委員等に女性の登用も行われている。 ・ 男女共同参画の基本計画や推進条例はできたが、今後の周知及び実行により、女性の参画機会(人数)が増えることで、評価もあがると思う。 ・ 町政に参画してみようという女性が少しずつ増えてきている。 	

		<p>子どもの参画の推進は 図られているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:4 <input type="checkbox"/> ×評価できない:2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの参画機会も確保する取り組みも行われている。 ・ 町長が子どもたちへまちづくりの説明を行ったり、総合学習単位として取り組まれている点を評価 ・ 町長や担当課がその取組みを推進されている。 	
		<p>町は、町民活動の自発性を尊重し、支援を行っているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる: <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:2 <input type="checkbox"/> ×評価できない:5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施されている。 ・ 少子高齢化に伴い、老人会や子ども会が無い行政区に対する、町の取り組みが見えない。 ・ 本条例は町民に周知されていない段階で無理と思われる。 	

<p>第8章 住民投票</p>		<p>住民投票に関する条例制定</p>		<p>・ 条文中、町長は町政に関する重要事項について、広く町民に意思を把握するため、住民投票を実施することができることとされているが、未策定である。</p>	<p>・ 町長は、町民の意思を把握するための住民投票について、早急に住民投票に関する条例を定めること。</p>
-----------------	--	---------------------	--	--	---

<p>第9章 地域コミュニティ</p>	<p>◆地域コミュニティ活動への積極的な支援について</p> <p>① 分館活動の充実及びコミュニティ活動の活性化を図るため、2018年度から新たに「地域はつらつ応援助成金」を創設。 地域公民館を拠点とした地域づくりの発展に寄与するものとして各分館への推進を図る。</p> <p>② 桂川町社会福祉協議会たすけあい桂川 (会員登録制) 協力会員 60名 利用会員 100名 (平成30年11月8日現在) (活動状況) 平成29年度 依頼件数 221件 協力員数 延べ850人 平成30年度 依頼件数 110件 協力員数 延べ514人 ※平成30年4月1日～10月26日</p>	<p>地域コミュニティ活動推進のため、町は積極的な支援を行っているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:1 <input type="checkbox"/> ×評価できない:5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政区の取り組みに対して支援を行っている。 ・ 各行政区をより活性化させるには、分館長制度の制定が必要である。また、より行政区を活性化させるためには、自治組織を見直す時期にある。 ・ 小さな行政区では役員のなり手も無いのが実情で、分館長制度の制定は無理なのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県綾町などの先進事例を参考に、桂川町に適した分館長制度や行政区制度など自治組織のあり方を見直すこと。 ・ 行政区による自主的な活動を活発化するため、行政区の代表人選や予算付与をはじめ、行政区への支援体制を体系的に構築すること。 ・ 住民自治組織の創設、区長制の機能化、組織化を図り、町民の自主化を目指すこと。 ・ 防災や環境保全創造など、こちよい地域づくりを行う、住民自治組織の確立に向けて、指導者を育成すること。 ・ 新しい自治組織の確立に向けて、地域住民や外部の専門家による検討委員会を設置し、早急に本格的な検討を始めること。
---------------------	--	--	---	---	---

<p>第10章 環境</p>	<p>◆環境への配慮について</p> <p>① 毎年、春と秋の年2回、全町挙げての環境美化運動を実施 行政、行政区(町民)、企業(衛生関連企業)、ボランティアなどが、連携した町内美化活動。</p> <p>② 環境美化意識の醸成を目的に、毎年、小学校総合学習における校内美化の取り組みや、町内清掃活動を実施。また、中学校では、保護者も交えての校内美化活動を実施。</p>	<p>環境問題を提起する取り組みを行っているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる: <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:3 <input type="checkbox"/> ×評価できない:4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政区では、様々な取り組みが行われている。 ・ 春と秋の環境美化については、定着しているように思う。 ・ 年間2回の環境美化活動は、町民参加者が一部の者だけの取り組みになっており、各行政区の町民への啓発が出来てない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の保全や創造には、行政だけでなく町民の参加も必要であり、それぞれの役割分担の下、環境基本計画に基づき、環境保全創造の取り組みを進めること。 ・ 現行の環境基本計画を見直し、現状に応じた環境基本計画を早急に制定すること。 ・ 上記の環境基本計画の改正等に当たっては、町民との十分な情報交換を行い、官民の協働体制を構築すること。 ・ 各行政区の清掃や草刈り等活動の定期化を進めること。
----------------	--	-----------------------------	--	--	---

<p>第11章 連携及び交流</p>	<p>◆近隣市町との連携について</p> <p>①嘉飯圏域定住自立圏 定住自立圏構想とは、都市圏への人口流出を防ぎ、地方圏への人の流れを創出するために国が推進している施策で、人口5万人程度以上の要件を満たす「中心市(飯塚市)」が「近隣市町(嘉麻市、桂川町)」と協定を結び、「定住」に必要な生活機能を圏域で確保するため、役割分担し、連携することで圏域全体を活性化させることを目指すもの。飯塚市(中心市)と桂川町、嘉麻市は、この嘉飯圏域定住自立圏協定を結び、2018年10月から連携事業を開始した。</p>	<p>近隣市町との連携はできているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:4 <input type="checkbox"/> ×評価できない:2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣市町も人口減少に対する懸念があり、その取り組みとして連携を図られている。 ・ 地元大学の積極的な連携を図り、先生方や学生を大いに活用すべきである。 ・ ある程度評価できるが、中心部(交通の便の良い所)と山間部(バス等の無い所)では、格差が広がっている感じがある。 ・ 福祉バス等については、関係自治体で共同運行すると、もっと便利になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉飯圏域定住自立圏協定に基づき、環境対策のように単独では実施が難しい事業や、観光のように連携が有効な事業を対象に、飯塚市、嘉麻市との具体的な連携事業を定め、実行すること。 ・ 地元大学との包括連携協定に基づき、町の抱える課題の抽出並びに解決策の検討、担い手としての学生の活用など大学との連携を進めること。
--------------------	--	------------------------	---	---	---

<p>第12章 条例の見直し等</p>	<p>◆自治基本条例推進委員会について</p> <p>① 第1期 自治基本条例推進委員会 【任期】H27.7.23～H29.7.22 【委員数】男性:5人、女性3人 (※公募委員:4人) 【委員会開催回数】12回 【活動実績】 桂川町自治基本条例推進委員会への諮問に対する答申(H29.7.12)</p> <p>② 第2期 自治基本条例推進委員会 【任期】H29.9.12～R1.9.11 【委員数】男性:5人、女性2人 (※公募委員:3人) 【委員会開催回数】12回 【活動実績】 桂川町自治基本条例推進委員会への諮問に対する答申(R1.8)</p>	<p>自治基本条例の検証機会は十分に確保されているか</p>	<p><input type="checkbox"/> ◎十分評価できる:1 <input type="checkbox"/> ○ある程度評価できる:4 <input type="checkbox"/> ×評価できない:2</p>	<p>・ 章毎に検証したこと。他の自治体からの資料を参考にしたこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進委員会の答申内容は、議会や町民に広報すること。 ・ 推進委員会の答申に対して、町長等がどのように対応し、どのような成果が出たのかという進捗状況を定期的にとりまとめ、推進委員会、議会、町民に報告すること。 ・ 町独自で自治基本条例の検証と条例見直し案の検討を行い、自治基本条例推進委員会に諮問するような仕組みをつくること。 ・ 条例の解説文については、本答申を踏まえ見直すこと。
---------------------	--	--------------------------------	---	--	---